

日本スポーツ振興センターによる災害給付制度について



学校でけがをして病院を受診した場合は、日本スポーツ振興センターより給付金を受け取ることができます。

① 給付を受けられるのは？

学校管理下（登下校・校外学習・部活動を含む）でけがをして、

保険診療（健康保険がきく診療）を受けて、

治療にかかった医療費の自己負担分合計が1500円以上かかった場合。

② 給付される金額は？

医療費総額の $\boxed{\text{3割 (自己負担分)}}$ + $\boxed{\text{1割 (センターからのお見舞金)}}$
= $\boxed{\text{4割分}}$ を受け取ることができます。

※例えば自己負担額が1500円かかった場合→2000円が給付されます。

③ 他の医療制度を使った場合は？

・子ども医療証を使用した場合

・ひとり親家庭医療助成制度を使用した場合

⇒申請は可能です！

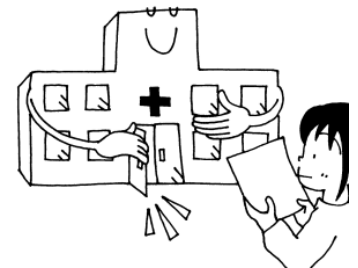
ご家庭での支払いが発生していないので、「お見舞金」の1割のみが給付されます。

給付の対象とならない場合

・生活保護を受けているご家庭

・交通事故など、加害者から損害賠償を受けられる場合

・保険診療外の治療（歯の矯正、美容形成など）



給付請求の手続きは学校で行います。ご希望される際は書類をお渡ししますので、学校までお知らせください。

日本スポーツ振興センター

災害共済給付金請求の手続きの流れ

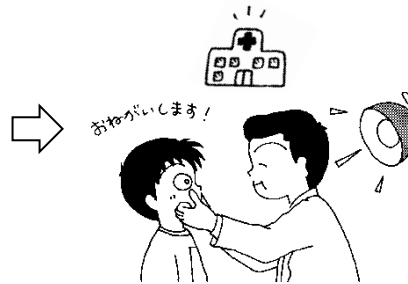


請求の手続きは学校で行いますので、保護者の方には書類を記入・提出していただきます。

①けが発生



②医療機関で治療を受ける



③学校より申請書類をもらう

顧問や担任にお声がけください。



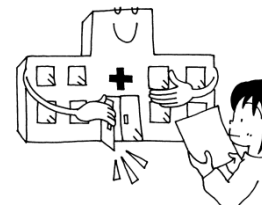
④ご家庭で用紙を記入する

口座などを書く請求書兼振込依頼書と、
医療証使用についての確認書の2枚



⑤病院で書類を記入してもらう

湿布や薬を処方された場合は、
薬局でも書類を記入してもらいます。



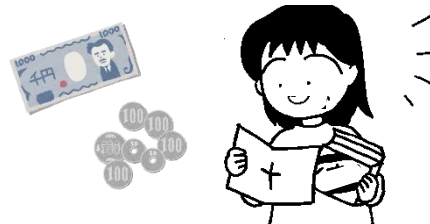
⑥書類をそろえて学校へ提出

学校でまとめて手続きを行います。

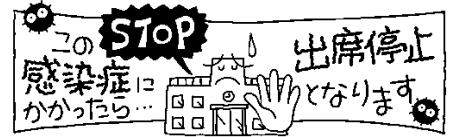


⑧ご家庭の口座に給付金が振り込まれる

申請から数ヶ月を要しますのでご了承ください。



学校感染症による出席停止について



以下の病気は学校保健安全法に基づき、出席停止（欠席扱いにならない）となります。

治癒証明書や治癒届または保護者の申し出がなければ出席停止となりませんので、ご了承ください。

～以下の病気を診断されたときは、必ず学校へお知らせください～

☆医師が記入した【治癒証明書】が必要な感染症

感染症名	出席停止の期間
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで（発症後約7日）
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退したあと2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで（発症後約1週）
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎（はやり目）	病状により感染のおそれがないと認められるまで
急性出血性結膜炎（アポ口病）	病状により感染のおそれがないと認められるまで

☆保護者が記入する【治癒届】が必要な感染症

感染症名	出席停止の期間
インフルエンザ	発症から5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O-157）	病状により感染のおそれがないと認められるまで

※出席停止期間については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められた時は、その限りではありません。

ち しょうめいしょ ・ ち どけ 治ゆ証明書 ・ 治ゆ届について

ち しょうめいしょ 【治ゆ証明書 みほん】

- ・ 医師による記入
- ・ 学校よりお渡しします。
- ・ 文書料として700円（税別）が、市費から病院へ支払われます。

かんせんしょう ち どけ 【感染症治ゆ届 みほん】

- ・ ご家庭で記入
- ・ インフルエンザ、コロナウイルス感染症、その他の感染症で使用。
- ・ 学校ホームページよりダウンロードもできます。

(学校提出用) No. _____

治 ゆ 証 明 書

学 校 名 大和市長 小 ・ 中 学 校
児童生徒氏名 _____ (年 組)

病 名 1 水痘 2 流行性耳下腺炎 3 風疹 4 麻疹
5 百日咳 6 咽頭結膜熱 7 結核 8 流行性角結膜炎
9 急性出血性結膜炎 10 その他 ()

発病年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
治ゆ年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記の疾病は治ゆしましたので登校してもさしつかえありません。

年 月 日

(証明者) 医療機関所在地 _____
医 療 機 関 名 _____
医 師 氏 名 _____ 印

※この証明書は大和市長小中学校児童・生徒以外は使用できません。また、3枚複写となっておりますので、記入の際に切り離さないでください。
※本市において、治ゆ証明書が必要な病名は、学校保健法施行規則第19条に規定される学校伝染病のうち上記のとおりです。(インフルエンザ及び腸管出血性大腸菌感染症は、治ゆ証明書は不要です。)
※手足口病、伝染性紅斑、溶連菌感染症、伝染性膿痂疹及び伝染性軟属腫は、その他の伝染病として扱う疾病ではありませんが、流行・蔓延またはその恐れがある場合には、学校長は学校医及び関係機関と協議するものとします。
【問い合わせ先】 〒242-8601 大和市長下鶴間一丁目1番1号
大和市長教育委員会学校保健主管課 電話(代表) 046-263-1111

大和市長立引地台中学校長

かん せん しょう ち どけ
感 染 症 治 ゆ 届

この治ゆ届は、保護者が記入してください。医療機関の証明は必要ありません。

生徒名 (年 組) _____

感染症名 該当するものに○または、記入をしてください。
1、インフルエンザ (A ・ B ・ 不明)
2、新型コロナウイルス感染症
3、その他 ()

症 状 該当するものに○または、記入をしてください。
1、発熱 (_____ °C) 2、頭痛 3、倦怠感
4、咳 5、咽頭痛 6、下痢 7、腹痛
8、嘔吐 9、その他 ()

休んだ期間 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日まで _____ 日間 (*1)

医療機関名 _____ (*2)
保護者名 _____

かいふく どうこう さい がっこう ていしゅつ
回復して登校した際に、学校へ提出してください。

※ ち どけ た りゅうこう まんえん おそ ばあい がっこうちやう がっこうい た
治ゆ届のその他とは、流行・蔓延の恐れがある場合、学校長が学校医やその他の
かんけいきかん きやうぎ しゅっせきてい しあつか
の関係機関と協議し、出席停止扱いとしたものです。

しゅっせきていし かんせんしょう 出席停止とならない感染症について

やまとし てあしくちびやう でんせんせいこうはん びやう ようれんきんかんせんしょう でんせんせいのうかしん
大和市長では、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、溶連菌感染症、伝染性膿痂疹（とびひ）、
でんせんせいなんぞくしゅ みず たいじやうほうしん はっしんぶぶん ひふく びやうけつ けっせきあつか
伝染性軟属腫（水いぼ）、帯状疱疹（ただし、発疹部分は被覆すること）は、病欠として欠席扱いに
なります。出席停止にはなりませんのでご了承ください。

就学援助を受けられているご家庭へ



1. 医療費補助について

以下の疾病については、医療券の交付を教育委員会へ申請することにより、無料で治療を受けることができます。学校経由か大和市保健給食課、渋谷分室での申請手続きが可能です。

対象となる疾病

- ・むし歯（乳歯の治療は抜歯によるもの）
- ・中耳炎
- ・トラコーマおよび結膜炎
- ・慢性副鼻腔炎およびアデノイド
- ・白癬・疥癬・膿痂疹（とびひ）
- ・寄生虫病

医療費補助について

右の①～④は医療費補助の種類です。

使用の際の優先順位は、②、①、③の順となります。①よりも③を利用することが多く、④は①を利用可能です。

- ① 就学援助制度
- ② ひとり親家庭等医療費助成制度
- ③ 子ども医療制度
- ④ 生活保護制度

*小児医療証は、2023年度に子ども医療証に変更されました。

2. めがね購入補助について



以下のいずれかに該当する場合、めがねの購入費について補助が受けられます

- ① 矯正または裸眼で、片方でも視力が0.6以下（C以下）である
- ② めがねが破損し、修理不能であるためにめがねの再購入を必要としている
- ③ 成長によりめがねが小さくなり、調整不能であるためにめがねの再購入を必要としている
（事前に大和市役所保健給食課へ要相談）
- ④ めがねを紛失して、再購入したい（年1回のみ）
- ⑤ 遠視でめがねを必要としている（保健室に相談し、書類を作成）

○補助の申請を行う場合

学校で渡された「視力の結果のお知らせ」と印鑑をお持ちのうえ、大和市役所2階・保健給食課へ行かれてください。めがねを破損した場合は、そのめがねもお持ちください。先に医療機関やメガネ店などに行かれますと申請できないので、必ず、市役所に先に行かれてください。

※就学援助の認定が4月から6月下旬以降のため、就学援助が認定されるまでの間は医療費およびめがね購入費が償還払いになります。

（事前に市役所へ医療券等を申請・受領し、自己負担分を保護者が立替払いをして、認定後に保護者の請求に基づき保健給食課から立て替え分が支払われます。（領収書は紛失しないでください。）

※就学援助関係につきましては、大和市のホームページに記載があります。